

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和2年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件名

秋田市立将軍野中学校昇降機棟増設等設計監理業務委託および工事

(2) 履行場所

秋田市将軍野南一丁目12番1号

(3) 実施内容

本件は、以下の工事の設計・施工・監理業務を行うものである。

ア 建築工事（管理棟増築および昇降機棟新築）

イ 昇降機設備工事

ウ 電気設備工事

エ 自動火災報知設備工事

オ 金属製建具改修工事（昇降機棟新築にともなう既存渡り廊下改修）

カ スロープ設置工事

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和3年6月11日まで

2 入札の参加要件

入札希望者は、共同企業体によるものとし、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 建築工事を行う者1者、設計および工事監理を行う者1者の2者で構成される特定建設工事共同企業体であること。

イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、建築工事を行う者で、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

ウ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 建築工事を行う者の要件

(ア) 本市の建設工事入札参加資格を有する者であって、建築一式工事A級に格付けされた特定建設業許可企業であること。

(イ) 本工事に、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有し、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること。

イ 設計と工事監理業務を行う者の要件

(ア) 秋田市に本社を有し、建築関係建設コンサルタント業務の建築一般部門に登録されていること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受けている者であって、同法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有し、その中から本業務に一級建築士を1名以上配置できること。

(ウ) 過去10年以内に、公共建築物の新築工事、改築工事又は大規模改修工事等に関する建築設計の元請実績があること。

ウ 共通の要件

公告日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

3 入札に関する事項

(1) 日時 令和2年11月13日（金）午前9時30分から

(2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所 5階 第2委員会室

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約予定日 令和2年11月16日（月）

(5) 注意事項

- ア 入札会場への入場者は、1 共同企業体 2 名以内とする。
- イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ参加すること。
- ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書（様式第 9 号）に記載し、明細書（様式第 9 号）を合わせ提出すること。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
- エ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- キ 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第 130 条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。
- ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状（様式第 8 号）を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 2 号）
- ウ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 3 号）
- エ 配置予定技術者調書（様式第 4 号）
- オ 業務受注状況調（様式第 5 号）
- カ 誓約書（様式第 6 号）

- (2) 申込書等の受付

- ア 受付期間 令和2年10月20日（火）から10月26日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日は除く）
- イ 受付時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
（ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午
までとする）
- ウ 受付場所 事務局
- エ 提出方法 教育委員会総務課のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所へ持参すること（郵送
および電送によるものは受け付けない。）

4 入札の無効

秋田市財務規則第113条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

5 指名に関する事項

- (1) 入札希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和2年11月2日（月）以降にFAXで送付する。

6 質問に関する事項

- (1) 質問書の提出場所および方法
質問は、質問書（様式第7号）を作成し、Eメール又はFAXにより、事務局へ提出すること。
- (2) 質問書の提出期間
入札の指名通知日から令和2年11月5日（木）正午まで
- (3) 回答期限および回答方法
質問に対する回答については、一括してとりまとめを行った後、令和2年11月9日（月）に教育委員会総務課のホームページへ掲載する。また、質問への回答内容は、本仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本件の実施に当たっては、監理技術者および主任技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- (4) 現地説明会は開催しない。なお、現地の見学等を行う場合は、学校に事前予約の上、学校関係者および生徒へ迷惑がかからないよう十分配慮すること。

8 事務局

秋田市教育委員会総務課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所5階）

直 通 018-888-5805

F A X 018-888-5804

U R L <https://www.city.akita.lg.jp/>

E-mail ro-edmn@city.akita.lg.jp